

第1章

憲法とは

第1節 国家と憲法

1 はじめに

人間は、社会を形成して生活する。その社会が一定の要件を備えるとき、それを「国家」とよぶ。

国家には、3つの要素が必要であるとされる。その3つの要素とは、①領土（領海・領空を含む）、②人、③権力（＝主権）である。

この国家の存在を基礎づける基本法が、通常「憲法」とよばれる法である。

2 「憲法」の概念

「憲法」の概念は多義的であるが、大きく分類すると、「形式的意味の憲法」と「実質的意味の憲法」がある。

「形式的意味の憲法」とは、憲法という名前でよばれる成文の法典を意味する。この意味の憲法は、どのような内容であるかを問わない。他方、「実質的意味の憲法」とは、ある特定の内容をもった法（不文法も含む）を憲法とよぶ場合である。これには、①固有の意味の憲法と②立憲的意味の憲法とがある。

①固有の意味の憲法とは、国家の統治の基本を定めた法のことである。国家であれば、いつの時代でも、またどのような社会形態をとろうと、この意味の憲法は存在する。

②立憲的意味の憲法とは、権力を制限することにより、自由を保障しようという考え方を基本理念とする憲法である。この立憲的意味の憲法にこそ、憲法の存在意義があるといえる。憲法は、一方で守られるべき人権を列举し、他方で国家の権力濫用を防止することによって、国民の権利・自由を守るという役割を果たしているのである。

■ 憲法の概念の整理

形式的意味の憲法	「憲法」という名前でよばれる成文の法典を意味する場合のこと ※その法典の、内容ではなく、名前に注目する	
実質的意味の憲法	ある特定の内容をもった法を憲法と呼ぶ場合のこと ※その法典の、名前ではなく、内容に注目する	
	固有の意味の憲法	国家の統治の基本を定めた法のこと
	立憲的意味の憲法	権力を制限することにより、自由を保障しようという考え方を基本理念とする憲法のこと

第2節 憲法の分類

1 はじめに

憲法の意味を理解するために、憲法は、伝統的に、さまざまな観点（形式、改正手続、制定主体）による分類の方法が示されてきた。

2 形式による分類

成文憲法	憲法が憲法典という法的文書の形式で存在する場合
不文憲法	憲法が憲法典という形式をとらず、普通の法律・慣習法等の形で存在する場合

3 改正手続による分類

硬性憲法	意義	通常法律とは異なる特別の慎重・厳重な手続によらなければ変更することができない憲法
	長所	憲法の安定性と永続性を確保することができる
軟性憲法	意義	通常法律の場合と同じ手続で変更することができる憲法
	長所	事情の変化に適応することができる

4 制定主体による分類

欽定憲法	君主によって制定される憲法
民定憲法	国民によって制定される憲法
協約憲法	君主と国民との合意によって制定される憲法

第3節 憲法の基本原理

1 はじめに

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法は、「個人の尊厳」を究極の価値として、①基本的人権の尊重、②国民主権、③平和主義の3つを基本原理としている。